

平成29年度 学内競争的研究資金の公募について

研究推進機構

研究推進機構では、本学の研究を活性化し、外部研究資金の獲得につなげることを目的として、平成29年度の学内競争的研究資金の公募を次のとおり行います。

1. 応募資格 学系に所属する教員（ただし、基盤研究経費配分のある者に限る）

2. 公募する研究資金

<①グループ研究助成>

[対象] 学系に所属する複数の教員により構成するグループで行う研究を助成対象とします。

[助成上限額] 120万円

<②個人研究助成>

[対象] 学系に所属する教員が研究代表者として個人（他に学内構成員を含まない）で行う研究を対象とします。

[助成上限額] 40万円（若手教員※50万円）

※若手教員とは、平成29年4月1日現在で39歳以下の者、もしくは平成28年4月2日以降に初めて本学に採用された者をいう。

<③科研費研究助成>

[対象] 前年度9月公募の科研費に研究代表者として応募し、不採択となったもののうち評価がA又はBとなった課題を対象とします。

[助成上限額] i) 特別推進研究、基盤研究（S）

・不採択評価A：100万円 ・不採択評価B：70万円

ii) 新学術領域研究（領域提案型・新規の研究領域の領域代表者）、基盤研究（A）

・不採択評価A：70万円 ・不採択評価B：50万円

iii) 基盤研究（B）、挑戦的研究（開拓）、若手研究（A）

・不採択評価A：50万円 ・不採択評価B：30万円

iv) 新学術領域研究（領域提案型）公募研究、基盤研究（C）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（B）

・不採択評価A：応募総額の10%（上限30万円）

・不採択評価B：応募総額の5%（上限20万円）

3. 募集期間

平成29年3月21日（火）～5月8日（月）17時必着
※期限を過ぎた書類はいかなる理由があっても受理しません。
※本紙の到達をもって受理とします（メール提出不可）。
※学内便は日数を要する場合がありますのでご注意ください。

4. 申請方法

本学〔研究・産学連携サイト〕－「学内競争的資金等（RAを含む）」に掲載の各募集要項を熟読し、所定様式を作成のうえ下記事務担当宛に提出してください。

(URL) <http://gakujuryutu.net.fukushima-u.ac.jp>

5. 事務担当

研究振興課 TEL：024-548-8009（内線2532）

Eメール：kyoudo@adb.fukushima-u.ac.jp

平成29年度学内競争的研究資金公募概要一覧

種類	対象	応募要件	応募上限額	採択後の義務
グループ研究助成	学系に所属する複数の教員により構成するグループ	①学系に所属する複数の教員により構成するグループであること(必ずしも複数学系である必要はない)。 ②学外の研究者を研究グループに加えても良いが、研究費の配分は行わない。 ③代表者として応募できる件数は1件とする。また、グループに所属する研究者が、関連テーマの代表者として別に応募することは認めない(※別テーマでの応募は認める)。	120万円	①平成29年4月末までに「研究成果報告書」を①平成30年4月末までに「研究成果報告書」を提出すること。なお、「研究成果報告書」は『福島大学研究年報』に掲載する。 ②平成30年2月末までに研究グループの構成メンバー(学外を除く)と同数分、研究代表者として外部研究資金へ応募(科研費の場合は継続申請を含む)し、応募書類の写しを研究振興課へ提出すること。必ずしも全員が一件ずつ応募する必要はないが、グループとして該当件数分の応募責任を負うこと。 ③上記①・②の採択義務が達成されない場合は、次年度学内競争的研究資金への応募資格を停止(グループ研究にあっては構成員全員)し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。 ④採択課題について、個人業績データベース「研究業績」>「研究テーマ」に掲載すること。 ⑤本助成により得た研究成果を発表する場合は、福島大学学内競争的研究資金による助成を受けた旨を表示すること。
個人研究助成	個人(研究代表者)	①学系に所属する教員であること。 ②学外の研究者を研究グループに加えても良いが、研究費の配分は行わない。 ③応募可能件数は一人1件とし、科研費研究助成に2件応募する場合は、個人研究助成への応募は認めない。個人研究助成及び科研費研究助成にそれぞれ1件ずつ応募することは認めるが、テーマの重複は認めない(同一テーマで重複して応募があった場合、科研費研究助成への応募は無効とする)。ただし、募集期間中に科研費の採否が判明しない場合に限る、同一テーマでの応募を認めるものとし、科研費が採択となった場合、または科研費研究助成の対象となった場合は、個人研究助成への応募は無効とする。 ④前年度に外部研究資金へ応募していること(※応募テーマは問わない。科研費の継続申請(繰越及び延長を除く)は応募実績に含む)。ただし、平成28年4月2日以降に初めて学系に所属した教員にあってはこの限りでない。	40万円 ※若手教員50万円	①平成30年4月末までに「研究成果報告書」を提出すること。なお、「研究成果報告書」は『福島大学研究年報』に掲載する。 ②平成30年2月末までに研究代表者として外部研究資金へ応募(科研費の場合は継続申請を含む)し、応募書類の写しを研究振興課へ提出すること。 ③上記①・②の採択義務が達成されない場合は、次年度学内競争的研究資金への応募資格を停止し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。 ④採択課題について、個人業績データベース「研究業績」>「研究テーマ」に掲載すること。 ⑤本助成により得た研究成果を発表する場合は、福島大学学内競争的研究資金による助成を受けた旨を表示すること。
科研費研究助成	個人(研究代表者)	①学系に所属する教員であること(ただし、基盤研究経費配分のある者に限る)。 ②評価がA又はBであれば、2件まで応募を認める。ただし、個人研究助成に応募する場合、科研費研究助成への応募は1件までとし、テーマの重複は認めない(同一テーマで重複して応募があった場合、科研費研究助成への応募は無効とする)。なお、募集期間中に採否が判明しない研究種目の場合、募集期間中に応募のみ受け付け、採否が判明次第、助成有無について決定する。この場合に限る、同一テーマでの個人研究助成への応募を認めるものとし、科研費が採択となった場合、または科研費研究助成の対象となった場合は、個人研究助成への応募は無効とする。 ③研究組織(研究分担者の有無等)は問わないが、助成は研究代表者のみとする。	①特別推進研究、基盤研究(S) ・不採択評価A: 100万円 ・不採択評価B: 70万円 ②新学術領域研究(領域提案型・新規の研究領域の領域代表者)、基盤研究(A) ・不採択評価A: 70万円 ・不採択評価B: 50万円 ③基盤研究(B)、挑戦的研究(開拓)、若手研究(A) ・不採択評価A: 50万円 ・不採択評価B: 30万円 ④新学術領域研究(領域提案型)公募研究、基盤研究(C)、挑戦的研究(萌芽)、若手研究(B) ・不採択評価A: 応募総額の10% (上限30万円) ・不採択評価B: 応募総額の5% (上限20万円) ※千円未満切捨て。	①不採択評価がA又はBだった科研費課題を発展させたテーマで、当該年度の科研費に新規で応募すること。また、結果として不採択となった場合、不採択評価を報告すること。 ②採択義務が達成されない場合は、次年度学内競争的研究資金への応募資格を停止し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。 ③本助成により得た研究成果を発表する場合は、福島大学学内競争的研究資金による助成を受けた旨を表示すること。

※ 若手教員とは、平成29年4月1日現在で39歳以下の者、もしくは平成28年4月2日以降に初めて本学に採用された者をいう。

- 本表は概要のため各募集要項を必ず確認すること。
- 学内競争的研究資金に応募できる者は学系に所属している教員のうち、基盤研究経費配分のある者に限る。
- グループ研究助成、個人研究助成、科研費研究助成において、一教員が複数採択された場合は、採択件数分、科研費等の外部研究資金への応募義務を負うものとする。また、グループ研究助成における構成人数分の応募義務は、グループ全体で責任を負うものとする。
- 外部研究資金への応募義務には、科研費への継続申請を含む(繰越及び延長を除く)ものとする。
- グループ研究助成及び個人研究助成は審査を行い、研究推進委員会において採否や採択額の査定を行う。
- 採択にあたっては、若手教員を優先する。
- 採択後の外部研究資金への応募及び報告書の提出が実施されない場合、次年度学内競争的研究資金への応募資格停止、及び使用した研究費相当分の返還を求める。
- 採択された者は、大学全体の研究成果報告会において、研究成果の発表を行なってもらうことがある。
- 学内競争的研究資金により得た研究成果を発表する場合は、福島大学学内競争的研究資金による助成を受けた旨を表示すること。